

オンネット・データセンターサービス契約約款

第1章 総則

第1条(サービスの提供)

株式会社オンネット・システムズ(以下「当社」といいます)は、当社の定めるオンネット・データセンター(以下 ODC といいます)サービス契約約款(以下「約款」といいます)により、ODC 設備を利用したサービス(以下「本サービス」といいます)を提供するものとします。

第2条(契約者の定義)

当社の指定する手続きに基づき、約款を承認のうえ、本サービスの利用を申し込み、当社が承諾した個人および法人を加入契約者(以下「契約者」といいます)と定義します。

第3条(約款の変更)

当社は、約款を契約者の承認を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

約款を変更する場合は当該変更により影響を受ける契約者に対しては、当社の定めた方法により、事前にその内容を通知します。

第4条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

利用契約	: 本サービスを利用するために当社と契約者が締結する契約。
電気通信設備	: 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備。
電気通信サービス	: 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、又は電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
端末設備	: 本サービスを利用するため、契約者が設置する電気通信設備。
対象設備	: 契約者が所有する本サービスの対象となる機器設備。
設置場所	: 契約者の対象設備を設置する場所。
サービス種別	: 本サービスを構成するサービス種類で、一番大きな分類。
サービス品目	: サービス種別の構成要素で、規格、グレードなどの分類。
オプションサービス種別	: サービス種別と同様で、別途オプション契約が必要なサービス。

第5条(サービスの内容)

ハウジングサービスは、契約者が所有する対象設備を当社指定設置場所にて設置し、対象設備が当社基準により安全に動作しうる環境を当社が提供するサービス。

第6条(サービス品目およびオプションサービス)

当社は規定するサービス品目および本サービスに付加できるオプションサービスを提供します。

第7条(設置場所)

本サービスの設置場所は、別表に定めるとおりとします。

契約者が、設置場所に対象設備を搬入設置する場合は、契約者の責任と費用負担で行うものとします。現地での作業は、必要により当社に作業を委託できるものとします。その際の作業料は、事前見積もりによって決定するものとします。

第8条(設備改造)

契約者は天災その他の災害に際して対象設備を保護する必要があるときを除き、当社の承諾を得ずして対象設備を撤去し、改造し、変更し、分解し、又は対象設備に他の機器を取り付けることはできません。

契約者が対象設備の改造、その他変更等を行う場合は、必ず事前に当社の承諾を得るものとします。

前項の改造若しくは、その他変更等をおこなう場合で本サービス内容に変更が生じる場合は第15条(契約事項の変更等)第1項の規定に準じて当社の承諾を得るものとします。

第2章利用契約

第9条(契約の単位)

当社は、サービス種別毎に一つの利用契約(以下「利用契約」といいます)を締結します。当社との間に利用契約を締結できる方は、1件の利用契約につき1個人もしくは1法人に限ります。

第10条(最低利用期間)

本サービスの利用契約の最低利用期間(以下「最低利用期間」といいます)は、当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月後の日が属する月の末日までとします。

第11条(契約の申し込み)

本サービスの利用申し込みをする方(以下「申込者」といいます)は、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 申込者の住所、氏名又は所在地、商号、代表者
- (2) サービス種別、サービス品目、オプションサービス品目に関わる事項
- (3) 利用開始希望年月日
- (4) 料金自動引き落とし書類
- (5) その他必要事項

申込者である個人が未成年の場合は、保護者の同意を必要とします。

申込者である個人が成年被後見人および被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人および保佐人の同意を必要とします。

第12条(契約の成立)

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

第13条(申し込みの拒絶)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用申し込みを拒絶する場合があります。

- (1) 申込者が利用契約上の義務を怠る恐れがある場合
- (2) 申し込み内容に虚偽の記載をした場合
- (3) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難がある場合
- (4) 申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがある場合
- (5) その他、当社が利用契約締結を不相当と判断した場合

第14条(権利譲渡等の禁止)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡又は、質入れすることはできません。

第3章 契約事項の変更等

第15条(契約事項の変更手続き)

契約者は、対象設備について構成を変更するときは、事前に当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して、当社に提出した上で当社の承諾を得るものとします。

契約者は、サービス品目の変更、オプションサービス種別の追加および品目の変更を請求することができます。この場合契約者は、当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して、契約変更希望日の3週間前までに当社に提出するものとします。契約変更日は、当社より別途通知がない限り、契約希望日を契約変更日とします。

契約者は、本サービスの提供するオプションサービスの解約を請求することができます。ただし、オプションサービスの解約日を毎月1日とし、契約者は当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して、解約希望日の属する月の前々月末日までに当社に提出するものとします。

当社は、前項の請求があったときは、第12条(契約の成立)および第13条(申し込みの拒絶)の規定に準じて取り扱います。

第16条(契約者の地位の承継)

契約者において相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。

前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継の日から6ヶ月を経過する日(当日が当社の休業日の場合はその前営業日)までに承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知するものとします。

第1項の場合、相続により契約者の地位を承継した者が2人以上あるときは、前項の期間内にそのうちの1人を代表者と定め、書面によりその旨を通知するものとします。

前項の場合、代表者の通知が無いときは、当社が代表者を指定します。代表者が定められた場合は、当社の通知等は代表者宛てに行います。

第17条(契約者の氏名等の変更)

契約者は、第11条1項及び4項の内容に変更があったときは、速やかに当社にその旨を通知するものとします。

第4章 本サービス提供の停止等

第18条(本サービス提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止します。

- (1) 本サービスの料金等を支払期日が経過しても、支払が確認できない場合
- (2) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (3) 本サービスの利用にあたり、当社又は第三者の著作権等を侵害する場合
- (4) 本サービスの利用にあたり、当社又は第三者に対し、誹謗、中傷を行った場合又は不利益を与える行為を行った場合
- (5) 本サービスの利用が、明らかに公序良俗に反する場合
- (6) 本サービスの利用にあたり、法令に違反又は違反する恐れがある場合
- (7) 本サービスの運営を妨げる場合
- (8) 第40条(機密保持)第1項、第41条(管理責任)第2項の規定に違反した場合
- (9) 当社若しくは第三者の業務遂行又は当社若しくは第三者の提供する電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき
- (10) その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合

当社は、第1項及び前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、契約者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第19条(本サービス提供の中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあり

ます。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合

(2) 当社の電気通信設備に障害が発生した場合

(3) 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合。

当社は、前項第1号、2号、3号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、その7日前までに契約者に対し、その旨をホームページ上など当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第20条(天災・地変等)

当社は、天災・地変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむをえない事由により通信の全部又は一部を提供できない恐れが生じた場合には、本サービスの提供を制限又は中止する場合があります。

第21条(サービス種別等の廃止)

当社は、都合により本サービス及び特定のサービス種別、品目又は、特定のオプションサービスの種別等(以下「サービス種別等」といいます)を廃止する場合があります。

当社は、前項の場合には、契約者に対し廃止する3ヶ月前までに当社の指定する方法によりその旨を通知します。

第5章 契約の解除等

第22条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、第18条(本サービス提供の停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、利用契約を解除することができるものとします。

当社は、契約者が第18条(本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供を停止することなくその利用契約を解除することができるものとします。

当社は、契約者の利用継続が不適当と判断した場合にも、利用契約を解除することができるものとします。

当社は、前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。

第23条(契約者が行う利用契約の解除)

本サービスの契約者は、毎月末日付にて利用契約を解約することができます。この場合、当該契約者は、解約希望日の1ヶ月前(当日が当社の休業日である場合はその前営業日)までに書面にてその旨を当社に通知するものとします。ただし、解約希望日は本サービスの提供を開始した

日から起算して6ヶ月後の日が属する月の末日の翌日以後に限ります。

契約者は第19条(本サービス提供の中止)第1項各号又は、第20条(天災・地変等)第1項の事由が生じたことにより、本サービスの提供を受けられなくなった場合において、契約者が利用契約の目的を達成することができないと認めるときは、当該利用契約を解除することができます。この場合、解除通知が当社に到着した日に利用契約は終了します。

第21条(サービス種別等の廃止)第1項の規定により、特定のサービス種別等が廃止されたときは、当該廃止の日に当該サービス種別等に係る利用契約が解除されたものとします。

第6章 料金等

第24条(料金体系)

本サービスの利用料金及び関連費用(以下「料金等」といいます)は、以下の項目からなります。

- 初期費用 : 契約者が、本サービスの利用契約締結の際に支払う加入料及び導入費用です。
- サービス費用 : 契約者が、本サービスの対価として利用開始日以降毎月支払う利用料金で、各サービス種別及び品目並びに各オプションサービス種別及び品目毎に定めます。
- 関連費用 : 回線利用料金 他の電気通信事業者の提供する専用回線の利用料金および回線終端装置の利用実績相当額
- 工事費 : 別途算定する専用回線引き込み等に係わる実費相当額および設定変更費用

第25条(契約者の支払い義務)

料金等の支払い義務は、第12条(契約の成立)の規定により、利用契約が成立したときに発生します。

第18条(本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス費用、オプションサービス費用および関連費用は、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第26条(料金等の請求時期および支払期日等)

当社は、利用契約成立後、当社の定める規定料金として、料金等を合計した額に支払期限を定めて契約者に請求します。

前項の規定により料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。

料金等の金額計算で、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

第27条(初期費用の額)

本サービスの初期費用は別表記載のサービス品目およびオプションサービス品目毎に定めた額とします。

第28条(サービス費用の額および算定方法)

本サービスのサービス費用は別表記載のサービス品目およびオプションサービス品目毎に定めた利用料金のみとし、その額は同表のサービス品目およびオプションサービス品目毎に定めた額とします。

本サービスの利用料金(月額)は、毎月1日から当月末日までの1ヶ月分を月額として算定します。

本サービスの利用料金(月額)は、締め切り日(毎月末日)の属する月の翌月末日までに契約者に請求し、以降も同様とします。

本サービスの利用開始日の属する1ヶ月に限り利用料金(月額)を日割り計算とします。第15条(契約事項の変更等)第2項による契約事項の変更も同様とします。

日割り計算は、利用料金(月額)を30で除した額を1日の料金として、これに最初の利用開始日に属する月の利用開始日以降月末までの日数を乗じて行います。

第29条(関連費用)

当社が提供する回線の利用料金の場合、他の電気通信事業者の提供する回線の月額使用料および回線終端装置の利用実績相当額とします。

第30条(料金等の支払い方法)

契約者が料金等を支払う場合は、当社からの請求に基づき所定の方法で当社に支払うものとします。

第31条(最低利用期間内における利用契約終了に伴う料金等の清算方法)

利用契約が、第12条に定める利用契約の成立日から最低利用期間終了日までに解約・解除等により終了した場合、契約者は、当社が定める期日までに、最低利用期間中の残余期間に相当する額を一括して支払う義務を負うものとし、当社はすでに支払い済みの料金等の払い戻しは一切行いません。

第32条(割増金)

契約者は、料金等を不法に免れた場合には、その免れた金額のほか、その免れた金額(消費税を除く)の2倍に相当する額を割増金として当社に支払うものとします。

第33条(遅延損害金)

契約者は、料金等又は割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第34条(消費税等)

契約者が当社に対し利用契約に関する債務を支払う場合において支払いを要する額は、別に定める料金等の額に消費税法および地方税法に定める消費税および地方消費税を加算した額とします。

第35条(利用不能の場合における取り扱い)

当社の責に帰すべき事由により、本サービスが全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態の生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、契約者の請求にもとづき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨て)に利用料金(月額)の30分の1を乗じて算出した額を、契約者が当社に支払うべきこととなる料金から減額します。

第7章 損害賠償等

第36条(損害賠償の免責および特約事項)

当社は、当社の責に帰することができない事由により、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何ら責任を負わないものとします。

当社が、第18条(本サービス提供の停止)、第19条(本サービス提供の中止)、第20条(天災・地変等)、第21条(サービス種別等の廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、中止、制限、廃止したことによって、契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。

契約者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決し、当社に損害を与えないものとします。

契約者が第39条(機密保持)第1項、第40条(管理責任)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第35条の内容により契約者が損害を被った場合は、当社は、35条の範囲を超えて責任を負わないものとします。

第8章 雑則

第37条(個人情報)

当社は、契約者の個人情報を別途ホームページ上に掲示する「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。

当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に掲示する利用目的以外に、利用しないものとし、契約者の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

当社は、刑事訴訟法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第2項の規定にかかわらず、個

人情報の照会に応じることができるものとします。

第38条(通信の秘密)

当社は、第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。

当社は、刑事訴訟法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、契約者の通信の照会に応じることができるものとします。

第39条(機密保持)

契約者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

当社は、刑事訴訟法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な契約者の機密情報を提供することがあります。

第40条(管理責任)

契約者は、当社から付与されたIP アドレス、ドメイン名の管理、使用において責任を持つものとし、その管理、使用により発生した一切の債務を自己の責任及び費用負担において解決し、当社には一切損害を与えないものとします。

契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。契約者がこれらの規則に違反して損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。

当社は、契約者が本サービスを利用して行う行為について一切責任を負わず、契約者が本サービスの利用により他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務を負うものとします。

契約者は、本サービスを第三者に利用させてはならず万一契約者以外の第三者が同サービスを利用した場合にはその利用に関し全責任を負うものとします。この場合、第三者の不正使用により契約者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。

第41条(原状回復)

契約者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、遅滞なく、契約者の負担において対象設備を撤去し、設置場所を原状回復する義務を負います。

契約者が本契約の終了日までに対象設備を撤去しない場合には、当社は、契約者の負担により対象設備を撤去又は処分することができるものとし、契約者は、当該撤去又は処分に要した費

用に加え、本契約の終了日の翌日から設備が撤去又は処分される迄の間の月額費用に相当する金額の倍額にあたる金額を損害金として当社に支払うものとします。

第42条(遵守事項)

契約者は、約款の他当社の定める利用要綱、案内、利用上の制約等を遵守するものとします。

第43条(管轄裁判所)

利用契約及び付帯する契約により生ずる権利義務に関して争いが生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とします。

この約款は、2009年12月1日から施行します。

改訂記録(改訂日から即日施行します)

2010.06.26	第23条(契約者が行う利用契約解除)の変更